

裁 決 書

審査請求人

高槻市

処 分 庁

高槻市福祉事務所長

審査請求人が、平成23年4月15日付けで提起した生活保護法に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成23年4月13日付けで行った敷金等の支給申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年4月13日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護

法（以下「法」という。）に基づく敷金等の支給申請却下決定処分（以下「本件却下決定」という。）の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

病院はまだ1年かかる。高槻から[]までの通院に2時間かかり困っている。[]市はOKもらってる（原文ママ）。[]歳の子の[]園の件（原文ママ）。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成21年6月23日付けで、[]市からの移管により、処分庁にて請求人と[]の[]人世帯として生活保護が開始されたこと。
- (2) 平成23年4月5日付けで、請求人は処分庁に対し、申請の理由欄に「[]病院通院のため」と記載した保護変更申請書を郵送で提出したこと。なお、同申請書の申請の理由欄には「（上記理由により[]市へと転居したいが、礼金等その費用に困る）23.4.8代筆ケースワーカー柿平」との追記と同ケースワーカーの押印があること。
- (3) 平成23年4月13日、処分庁は請求人に対し、「局長通知第7-4-(1)-カ 問第7の30答に照らし合わせ、転居に際し、敷金等を必要とする場合とは認められない」との理由により上記(2)の申請を却下する旨の本件却下決定を通知し

たこと。

- (4) 平成23年5月9日付けで処分庁が審査庁に対して提出した
弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載がある
こと。

ア 平成23年3月28日 参考資料收受

担当ケースワーカーに対し、請求人より転居を希望している
との話があったため、転居先など詳細を知らせるよう伝えて
いたところ、市 市の物
件資料及び間取り図面が郵送にて提出される。

イ 平成23年3月29日 住宅扶助費判定会議を開催し検討

請求人より提出された市 市の物件への転居の
認否について検討する。請求人からは市の市病院への
通院のため転居したいとの但し書きが記入されていたため、
病気療養上著しく環境条件が悪いと認められるかを検討する。
請求人が主張しているのは病院までの距離があるという立地
条件のみであり、既に通院交通費は実費を認定している。ま
た、現住宅は府営住宅であり設備面で著しい不足のある物件
とは考えられず、医師からの転居に対する診断書等も無いた
め、病気療養上著しく環境条件が悪いとは認められないと判
断する。

また局第7-4-(1) 問第7-30と照らし合わせ、
他に該当する事項もなく転居に際して敷金等を必要とする場
合とは認められないとの結論に至る。

ウ 平成23年3月29日 請求人に電話連絡及び申請書の
郵送

住宅扶助費判定会議での判定結果を請求人に伝える。請求
人はなお申請するとの意思を示したため、請求人の求めに応

じ申請書を郵送する。

エ 平成23年4月8日 申請書受理

郵送にて請求人より敷金等の支給申請が提出されるが、申請理由が明確に記入されておらず書類不備であった。このため請求人に電話連絡し確認したところ担当ケースワーカーにて代筆するよう依頼があったため、申請の趣旨を担当ケースワーカーが代筆したうえで申請書を受理する。

オ 請求人が「まだ1年間の通院が必要であり、2時間かかるため[]市への転居が必要」としているが、平成21年6月23日の[]市からの移管時から現在通院中の[]病院に通院しており、転居先を現住居に選んだのは請求人本人である。

カ 現在通院交通費を実費認定しており、あと1年間の通院で治療を終了する予定であること。また、現在の住環境は府営住宅であり、片道1時間半を要する通院についても、請求人の健康状態を勘案すれば不合理であるとは考えられない。

キ 請求人が「[]市からOKをもらっている」としているのは、転居に必要な住宅費等の必要性の判定は実施責任を有する本市で行うものであり、本件処分とは関係がない。

ク 以上のことから局長通知第7-4-(1)カ 問第7の30答の敷金等を必要とする場合のどれに該当するものでもないため、認められない。

(5) 平成23年5月11日付けで、審査庁は請求人に対し、上記(4)の認定事実について記載された処分庁の弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、

請求人から反論書の提出はないこと。

2 判 断

- (1) 法第14条には、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる」と規定されている。

また、敷金については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7の4の(1)の力において、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額等に定める額以内の家賃、間代、地代等を必要とする住居に転居するときに認定して差しつかえない旨規定されている。

- (2) 転居に際し敷金等を支給できる場合は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の問（第7の30）の答において制限的に列举されており、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」については、保護の実施機関の判断のもと敷金等の支給が認められている。

「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」とは、騒音、振動、悪臭等により当該被保護者の病気療養に悪い影響を及ぼすものと認められる場合であり、嘱託医等実施機関の指定する医師の意見を求めた上で判断することとされている。

- (3) ところで、行政手続法第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。

（以下略）」と規定し、同条第2項は、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。

また、本条に基づく理由の提示は、単に根拠法条を示すだけでは足りず、拒否処分が、どのような事実に基づいて、どのような法的理由で行われたか、を含むものでなければならないこと、また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないと解されている。

- (4) 本件についてみると、前記第2の1の(3)及び(4)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人からの敷金等の支給申請について、課長通知の間（第7の30）の答に照らし合わせたところ、局長通知の第7の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当しないと判断し、本件却下決定を行ったことが認められる。

処分庁は、課長通知の間（第7の30）の答のうち、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合についての判断において、病院までの距離、通院交通費の実費認定、居住住宅の設備について検討した旨主張するが、前記(2)のとおり、嘱託医等実施機関の指定する医師の意見を求めた上で判断することとされているにもかかわらず、これを行っていないことから、当該判断を行うに当たり、十分な調査、確認が行われたとはいえない。

- (5) また、前記第2の1の(3)の認定事実のとおり、本件却下決定通知書の理由欄には「局長通知第7-4-(1)-カ 問第7の30答に照らし合わせ、転居に際し、敷金等を必要とする場合とは認められない」と単に根拠法条のみ記載されているだけであって、本件却下決定の理由が、請求人にとって十分理解しうる程度に詳しく示されていないといわざるを得ない。

(6) したがって、本件却下決定については取り消すのが妥当であると判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成23年6月24日

審査庁 大阪府知事 橋下

